

富山県自転車活用推進計画の一部改定（案）について

1 現行

P15【目標4】②(5)

- ・ 自転車利用者及び自転車貸付業者による自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報の提供、普及啓発を行う。

2 改定（案）

P15【目標4】②(5)

- ・ 令和8年10月から条例で自転車損害賠償保険等への加入が義務化されることから、自転車利用者等による自転車損害賠償保険等への加入徹底に向け、市町村、関係団体等と連携し、必要な情報の提供、普及啓発に努める。

3 改定時期（予定）

富山県自転車活用推進条例の一部改正に併せて実施（令和8年3月）